

議会運営委員会

令和8年2月13日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（7名）

委員 長 森 本 彰 伸
委員 相 馬 剛
委員 星 野 健 二
委員 平 山 武

副委員 長 田 村 正 宏
委員 林 美 幸
委員 小 島 耕 一

欠席委員（1名）

委員 中 村 芳 隆

オブザーバー（2名）

議 長 齊 藤 誠 之

副 議 長 齋 藤 寿 一

説明のための出席者（8名）

市 長 渡 辺 美 知 太 郎
副 市 長 藤 田 一 彦
総 務 課 長 後 藤 明 美
行 政 係 長 三 宅 和 幸

副 市 長 瀧 口 晃
総 務 部 長 増 渕 剛
総 務 課 長 補 佐 佐 藤 吉 将
主 任 生 駒 桜

出席議会事務局職員

事 務 局 長 平 井 克 巳
議 事 課 長 補 佐 小 高 久 美
兼 庶 務 係 長
主 査 黒 沢 大 輔

議 事 課 長 岩 波 ひろみ
議 事 調 査 係 長 長 岡 栄 治

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・ 委員 長
 - ・ 議 長
 - ・ 市 長

3. 協議事項

(1) 令和8年3月那須塩原市議会定例会議について

① 提出案件について

○市長提出案件…………… 35件

・ 人事案件 2件

・ 条例案件 11件

・ 補正予算案件 7件

・ 当初予算案件 8件

・ 財産を支払手段とする案件 1件

・ 計画案件 2件

・ 下水道の区域外流入案件 1件

・ 報告案件 3件

(即決案件) 件

(追加案件) 件

○議会提出案件…………… 0件

(即決案件) 件

(追加案件) 件

② 議案に対する質疑・討論について

③ 会派代表質問（通告会派 4会派）について

④ 市政一般質問（通告者 10人）について

⑤ 請願・陳情等の取り扱いについて

○新規に受理した請願・陳情…………… 1件（別紙請願・陳情等文書表）

⑥ 会議日程について

○会議日程は2月20日（金）から 月 日（ ）までの 日間

○日程（別紙案）

(2) 3月定例会議の対応について

○別紙資料参照

(3) 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について

(4) 那須塩原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正等について

(5) 請願・陳情の審査について

(6) 動議提出の標準的な手順やスケジュール及びガイドラインについて

(7) その他

次回開催

議会運営委員会 3月11日（水） 午後1時30分～ 第1委員会室

4. 閉会

開会 午前10時00分

◇

◎開会の宣告

○森本委員長 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、中村委員より欠席の旨の連絡がございましたことを御報告させていただきます。

当委員会の傍聴希望者がありました。議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。また、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを認めます。

◇

◎委員長挨拶

○森本委員長 (挨拶。)

◇

◎議長挨拶

○森本委員長 続きまして、挨拶ということで議長より挨拶をいただきます。

齊藤議長、よろしくお願いいたします。

○齊藤議長 (挨拶。)

○森本委員長 議長、ありがとうございます。

◇

◎市長挨拶

○森本委員長 続きまして、市長から御挨拶いただきたいと思います。

市長、よろしくお願いいたします。

○渡辺市長 (挨拶。)

○森本委員長 ありがとうございます。

◎協議事項

○森本委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

令和8年3月那須塩原市議会定例会議について、まずは、提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○増淵総務部長 おはようございます。

令和8年3月那須塩原市議会定例会議に提案を予定しております市長提出案件につきまして御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、ただいま市長が申し上げましたとおり35件となります。各案件の取扱いについて御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、過日の議員全員協議会におきまして説明を行った案件については、本日の説明を省略させていただきます。

また、付議事件の一覧表をお配りしておりますので、件名の読み上げは省略させていただきます。表の番号と議案番号のみを申し上げます。

初めに、番号1、同意第1号でございます。

本案は、3名の委員が本年3月13日をもって任期満了となることから、白井郁男氏及び印南良夫氏を再任し、退任する1名の委員の後任として、市村英雄氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3号の規定により、議会の同意を求めます。

次に、番号2、同意第2号でございます。

本案は、現委員である白井祥朗氏が本年3月23日をもって任期満了となることから、後任として鈴木直幸氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によ

り、議会の同意を求めるものです。

以上、人事案件2件を提出いたします。

次に、番号3、議案第1号から番号13、議案第11号までの条例案件11件を提出いたします。

次に、番号14、議案第12号から番号20、議案第18号までの令和7年度補正予算案件7件を提出いたします。

次に、番号21、議案第19号から番号28、議案第26号までの令和8年度の当初予算案件8件を提出いたします。

次に、番号29、議案第27号、財産の使用案件1件を提出いたします。

次に、番号30、議案第28号及び番号31、議案第29号の計画案件2件を提出いたします。

次に、番号32、議案第35号、公共下水道への区域外流入案件1件を提出いたします。

最後に、番号33から番号35までの専決処分の報告案件3件を提出いたします。

まず、番号33、報告第1号及び番号34、報告第2号は、さきの議員全員協議会で説明しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

番号35につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

令和7年8月15日、那須塩原市中塩原地内にあります塩原温泉家族旅行村内の道路におきまして、相手方が自動車で行中、園内の木の枝が落ちてきたことにより、相手方車両を損傷させたものです。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金143万1,591円を支払い、今後この件に対し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、35件の案件につきまして、市議会定例会への提出を予定しております。よろしくお願ひ申し上げまして、市長提出案件の説明とさせていただきます。

○森本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 即決案件ございますか。

部長。

○増渕総務部長 付議事件一覧表を御覧ください。

即決をお願いしたい案件につきましては、グレーに網かけをしている案件9件でございます。

番号1、同意第1号及び番号2、同意第2号の2件は、人事案件でございますので、即決をお願いいたします。

また、番号14、議案第12号から番号20、議案第18号までの令和7年度補正予算案件7件につきましては、年度末を控え、各事業の過不足調整などに係るものであり、いずれも予算執行の期間を確保したいことから、即決をお願いしたいと思います。

以上、9件の案件につきまして、即決案件としていただきたくお願ひをいたします。

○森本委員長 ただいまの即決案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明のありました番号1から2の同意第1号から第2号までの人事案件2件、番号14から20の議案第12号から議案第18号までの補正予算案件7件の計9件は、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、ただいまの即決案件9件及び報告案件3件を除く23件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件ございますか。

総務部長。

○増淵総務部長 追加議案ですが、最大4件を予定してございます。

初めに、番号36、公共施設等の運営権の設定案件1件でございます。

本案は、昨年11月、議員全員協議会で説明をさせていただいたもので、12月定例会議での条例改正を経て、健康長寿センター内入浴施設の運営権を民間事業者に設定するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により議決が必要とされております。

事業者選定のスケジュール上、2月20日の会議初日上程が困難であることから、常任委員会の開催前までに追加提出させていただく見込みです。

次に、番号37、人事案件1件でございます。

本案は、現教育長である月井祐二氏の任期が令和8年4月1日をもって満了となることに伴う、教育長の同意案件でございます。

議案の内容につきましては、現在調整中となっておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、追加議案として提出させていただきたいと考えております。

次に、番号38、令和7年度補正予算案件1件でございます。

本案は、国の家畜生産基盤育成強化事業費補助

金を活用し、クラスター事業の協議体が行う施設整備事業に対して補助を実施する必要性が生じたことから、追加議案として、令和7年度一般会計補正予算（第11号）を提出させていただきたいと考えております。

最後に、番号39、令和8年度補正予算案件1件でございます。

本案は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰に伴う支援策のほか、現在不具合が生じている西那須野庁舎空調設備の緊急更新を早急に実施する必要性が生じたことから、今回上程します令和8年度一般会計予算に追加で補正するため、3月定例会に最終日において当該議案が可決された暁には、追加議案として令和8年度一般会計補正予算（第1号）を提出させていただきたいと考えております。

なお、番号37から番号39までの3件につきましては、それぞれ人事案件、または喫緊の課題に対応するための補正予算案件につき、いずれも即決で扱っていただきたいと思いますと思っております。

以上4件が、会期中に追加させていただきたい案件でございます。

○森本委員長 ありがとうございます。

ただいま追加案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑がないようですので、追加案件取扱いについてお諮りいたします。

番号36号の公共施設等運営権設定について、どのように取り扱われるか御意見を伺います。

小島委員。

○小島委員 即決扱いでよろしいと思います。

○森本委員長 即決扱いとの御意見がありましたけれども。

林委員。

○林委員 委員会付託をお願いします。

○森本委員長 即決扱いと委員会付託で御意見がございました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

挙手で決めますか。それとも話し合い。

〔「話し合い」と言う人あり〕

○森本委員長 それぞれ小島委員と林委員から、即決、委員会付託にする御意見を言っていただければと思いますけれども、いかがですか。

小島委員。

○小島委員 委員会の期間中にあれであれば委員会付託も可能だと思いますけれども、出てくる時期が委員会が終わってからですと即決扱いになるかなとは私は思っていますので、即決扱いのほうが間違いないと思っています。

以上です。

○森本委員長 これって委員会の前ですよ。どうなっているの。

○長岡議事調査係長 先ほど総務部長のほうから説明いただいた中で、この公共施設の運営権につきましては、委員会の開催前に追加をするというお話いただきましたので、委員会付託か即決かどちらか選べるというようなことだと思います。

また、本来であればということですが、本会議の中で委員会を開いて最終日に議会全体で決めるというのが通常の一般的なルールです。それをどうしてもやむを得ないという理由があつて即決するという考え方が一般的なところかなと思っています。

以上です。

○森本委員長 小島委員、これは委員会の前だということですか。

○小島委員 いいです、別に。

○森本委員長 付託という。

○小島委員 付託してもらっていいです。

○森本委員長 林委員もそういう意味ですよ。委員会前でもあるということ。分かりました。

そうしますと、今の話し合いの中では、委員会付託前ではないかというような御意見が多めですけども、ただいまの説明の36号の公共施設等運営権設定については、委員会に付託することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、番号37、那須塩原市教育長の任命について及び番号38、令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）並びに番号39、令和8年度那須塩原市一般会計補正予算については、先例に基づき、委員会付託を省略し、即決の扱いとなります。

ほかに皆さんから御意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森本委員長 ほかに意見がないようなので、ただいま説明ありました番号37から番号39までの3件の案件が提出された場合は、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されているものはございますか。

課長。

○岩波議事課長 ございません。

○森本委員長 次に、議会提出の追加案件はありますか。

課長。

○岩波議事課長 議会から3件予定しております。

条例の一部改正案件2件、陳情の結果によっては意見書が1件というふうになっております。

まず、発議第1号となる予定の那須塩原市議会

委員会条例の一部改正についてです。

さきの全員協議で事務局から説明をさせていた
だきましたが、市民生活部の所管を建設経済常任
委員会から総務企画常任委員会に移管するため、
条例を改めるものです。

次に、発議第2号となる予定的那須塩原市議
会政務活動費の交付に関する条例の一部改正につ
いてです。

政務活動費の交付額の算定におきまして、これ
までは各月1日を基準日として、会派の所属議員
数を 〇に年間の政務活動費を支出してしまし
たが、年度当初において1年間の所属議員数とす
ることは不確実であることから、例規上の矛盾を解
消するものです。実務的な取扱いはこれまでと変
わりありません。

この2点の条例改正につきましては、この後の
議会案件の中で詳しい説明をさせていただきます。

最後に、意見書等についてです。

今定例会議において新たな陳情が1件提出され
ております。この後、陳情の内容について御説明
しますが、審査結果によりまして意見書等の提出
が見込まれます。

以上、3件について最終日に追加案件として提
案予定となっております。

説明は以上です。

○森本委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対し、質疑は
ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑がないようですので、取扱いに
ついてお諮りいたします。

ただいま事務局より説明がありました案件につ
いては、最終日に追加上程し、先例のとおり即決
扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのよう
に取り扱います。

次に、②の議案に対する質疑・討論についてを
議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のと
おり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1
人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのよう
に取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のと
おり、1議題につき1人10分以内、賛成、反対5
人までとしたいと思いますが、異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのよう
に取り扱います。

次に、会派代表質問についてお諮りいたします。

今回、4会派から通告ございます。質問の方法
については、先例のとおり、答弁を含め1会派70
分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのよう
に取り扱います。

次に、市政一般質問についてお諮りいたします。

今回、10名の通告者がございます。質問の方法
については、先例のとおり、答弁を含め1人60分
以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのよう
に取り扱います。

次に、請願・陳情等の取扱いについてを議題と
いたします。

陳情第1号の内容等について、事務局から説明
を願います。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、請願・陳情等文書表を御覧いただきたいと思います。

件名ですけれども、放課後等児童健全育成事業補助金対象経費に関する陳情でございます。

陳情の趣旨ですけれども、この放課後児童健全育成事業の市が定める補助金、こちらの補助交付基準、こちらを国の要綱の趣旨を踏まえた交付対象経費の見直し、また、運営のために安定的な、継続的な運営のための協議の場、そういったものを求めるものでございます。陳情者は稲見祥太氏、ほか1名でございます。

続きまして、この後の審査のほうですけれども、陳情の一番上、直接持参、こちらのところ見ていただきたいと思います。

右側にスライドいただきまして、議会運営委員会での取り扱いについてでございます。このパートは、先ほどの陳情を委員会付託とするか、または、委員会へ回付をするかの二択となります。どの委員会に付託をするか、または、どの委員会に回付をするのか、こちらのほうの御検討をいただきたいと思います。

説明は以上です。

○森本委員長 ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

陳情第1号について、どのように取り扱うか御意見を伺います。

御意見ございませんか。

相馬委員、どうぞ。

○相馬委員 委員会付託で福祉教育常任委員会に付託でいいんじゃないかと思います。

○森本委員長 福祉教育常任委員会に付託という御

意見ございました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森本委員長 ほかに意見がないようですので、陳情第1号については、福祉教育常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、会議日程についてを議題といたします。

別紙に日程がありますので、事務局より説明を願います。

課長。

○岩波議事課長 では、会議日程について御説明いたします。

ただいま配信しました資料、令和8年3月那須塩原市議会定例会議会議日程（案）を御覧ください。

期間は、2月20日金曜日から3月18日水曜日までの27日間を予定としております。

次に、休会を除いて日にち順に御説明いたします。

初日、2月20日は再開、日程報告、議案の提案説明、即決議案の採決を予定しております。

次に、24日は午前9時25分に開会し、会派代表質問を4会派行う予定としております。

また、同日午後5時を質疑通告書の締切りとしております。

次に、25日、26日は市政一般質問を4人ずつ行う予定としております。

次に、27日は市政一般質問を2人行い、また、議案質疑と議案、陳情の関係委員会付託を行う予定としております。

次に、3月5日、6日、9日及び11日は、各常任委員会による付託議案等審査の予定としており

ます。

また、11日午後5時を討論通告書の締切りとしております。

次に、17日は議員全員協議会を午前10時から、予算常任委員会全体会を午後1時30分から行う予定としております。

最後に、18日は各委員長報告、質疑、討論、採決、散会を予定としております。

説明は以上です。

○森本委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明ありましたが、改めて申し上げます。

会議日程については、別紙のとおり、2月20日金曜日から3月18日水曜日までの27日間とし、会派代表質問4会派については2月24日の午前9時25分から、市政一般質問10人については、2月25日と26日の2日間に4人ずつ、27日に2人とし、議案質疑は27日の市政一般質問終了後に行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、質疑通告書の提出期限については、2月24日火曜日の午後5時、討論通告書の提出期限については、3月11日水曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

なお、3月17日金曜日に午前10時から議員全員協議会を、午後1時30分から予算常任委員会全体会の開催を予定しておりますので、お含みしていただきたいと思っております。

以上で(1)の協議事項は全て終了しました。

次第にはございませんが、本定例会について、

その他として執行部から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森本委員長 委員から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましてはここで退席をお願いいたします。大変お疲れさまでした。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(2)3月定例会の対応についてに入ります。

資料がありますので、事務局より説明をお願いいたします。事務局お願いします。

○黒沢主査 それでは、3月定例会の対応について御説明いたします。

1番、本会議及び委員会での執行部説明についてから5番の委員会の出席者についてまでにつきましては、これまでと同様の扱いとなりますので、詳細の説明については省略させていただきます。

6番の委員会の場所についてですが、各常任委員会、御覧の委員会室にて議案の審査のほうは行われる予定となっております。

福祉教育常任委員会につきましては、3月5日は303の会議室、こちらを使用しまして、建設経済常任委員会につきましては、3月6日に303会議室を使用予定としております。また、那須塩原駅周辺まちづくり特別委員会につきましては、3月11日にこちら303会議室において議案審査を予定しております。

次に、7番、予算常任委員会全体会及び3月定

例会議中の議員全員協議会につきまして、こちらは3月17日に予定しております予算常任委員会及び議員全員協議会につきましては、両方とも議場にて行う予定としておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

○森本委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森本委員長 なければ、ただいまの説明のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(3)那須塩原市議会委員会条例の一部改正についてに入ります。

事務局から説明お願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、資料を御覧いただきたいと思います。

2月にこちら議運のほうで御決定いただいたので、一回ちょっと振り返りということです。

趣旨としまして、令和6年4月に執行部側の組織機構改革ございまして、市民協働推進課が、企画部から市民生活部に移管がされました。それに伴って議会側の所管も総務企画常任委員会から建設経済常任委員会に変わる事となりました。

現在の市民生活部の中が、記載のこの四角で囲ってある部分です。市民協働推進課は、自治会さんですとか、男女共同参画とか、あとは多文化共生、また交通防犯のほうでは、バスですとか、あとは消費生活とかというところ、あとは市民課のほうでは、住民票や戸籍ということで、かなり幅広い所管をしているというのが現状でございます。

2番目の変更案ということで、正副委員長会議、

またこちら議運におきましても、この四角の中身、建設経済から総務企画常任委員会に変更するというのが妥当だろうと。また、実施については令和8年4月、新年度からというふうなことで御決定いただいたところです。

それに伴いまして、実施に向けてということで、例規の改正が必要となります。先ほどもちらっと御協議いただいたわけですがけれども、この表、右側が今の現在、そして、左側が改正案です。

左側の改正案の一番下のほうです。(3)建設経済常任委員会、そちらを御覧いただきたいんですけども、ここに空欄がちょっとあるんですけども、これは市民生活部が上の(1)の総務企画常任委員会、移管するという事なので、総務のほうに移るといことです。所管が総務に移るとい改正になります。

あと、もう一点だけこの改正のちょっと説明がありまして、議会事務局の記載が消えます。

これ何でというお話なんですけれども、執行部のほうからちょっと御指摘をいただいたものでもあるんですけども、議会事務局というのはそもそも議会を補佐する立場です。言い換えれば、議会の組織の一部じゃないかという見方もできると。そうしたときに、議会の組織である総務企画常任委員会が、議会の一部である議会事務局を審査するというのは、自分たちが自分たちの組織を審査することだよねというような矛盾があるんじゃないかというような御指摘をいただきました。

県内の市のほう確認させていただいたら、確かにないんです。あわせてちょっと具体的な対応も他市に聞いてみたんですけども、要は、この総務企画常任委員会の一番最後に記載している他の所管に属しない事項、ここに議会事務局は含めているよという整理だそうです。

ただ、予算とか決算って実際審査していますよ

ね。どうしているんですかって言ったら、審査もやっぱりするよと。あくまで、今までとやっている内容は変わらないけれども、例規上の体裁を整えるために議会事務局を削除するというような整理がかかりまして、今回、削除というものを提案するものです。

説明は以上となります。

○森本委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対して質疑はございますか。

やることも変わらないんだけど消すということだよ。

○長岡議事調査係長 はい。

○齊藤議長 ほかのところもそうなのか。

○長岡議事調査係長 ほかのところも見たら、やはり記載がなくて、考え方としては自分で自分を見ることになっちゃうということでした。

○森本委員長 委員の方から質疑ございますか。

○齊藤議長 条例改正とかはどうなの。簡単じゃないけれども。

○長岡議事調査係長 条例改正、事務局が直接出すもので、正直ないわけですね。議員からの発議という形ですので。

○齊藤議長 問題ない。

○長岡議事調査係長 基本、ないと。

○森本委員長 議長、いいですか。

○齊藤議長 大丈夫です。

○森本委員長 なければ、ただいまの説明のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、そのように取り扱います。

次に、次第(4)那須塩原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてに入ります。

事務局から説明お願いいたします。

○小高議事課長補佐兼庶務係長 それでは政務活動費の交付に関する条例の一部改正について御説明

いたします。

新旧対照表のほう御覧ください。

今回の改正は、例規の内容につきまして、一部文章上の矛盾があったことから、それを解消するため一部を改正し、併せて所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、第3条第1項のほうに、各月1日、基準日における各会派の所属議員数に月額2万円を乗じて得た額を交付すると規定されておりますが、年度当初に年度末までの所属議員数が分からないことから、矛盾を解消するため文言の修正を行いました。

この基準日につきましては、第4条にも使用されていることから、文言の修正を行っております。

また、返還金がある場合の返還期限について、実情に合わせまして整理し修正のほう行っております。

そのほか、新旧対照表の一番下でございます別表第5条関係御覧いただければと思うんですが、こちらの調査研究費及び研修費の内容欄に記載のあります括弧書き、こちらのほうを削除しております。こちらは政務活動費の使途運用指針に詳細が記載されており、削除しても運用に支障がないため、今回削除をするものです。

なお、今回の改正によりまして、政務活動費の取扱いが変更となるものではございません。

本条例改正案につきましては、3月の議員全員協議会のほうでも議員の皆様にご説明をいたしまして、3月定例会の最終日に追加案件として上程したいと考えております。

説明のほうは以上となります。

○森本委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森本委員長 なければ、ただいまの説明のとおりすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、そのように取り扱います。

次に、次第(5)請願・陳情の審査についてに入ります。

事務局より説明お願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、資料のほう配信させていただきました。

まず、ちょっと順番変わってしまうんですが、3番の背景のところからちょっと御覧いただきたいんですけども、昨年、請願・陳情、当市議会でも多くの審査をしまいいりました。その中で、やっぱり新人の方を中心に、請願とか陳情の審査ってどうあるべきなのか、そういった戸惑いの声、そういったものを聞きました。また、以前の議会を知っていらっしゃる方から、趣旨採択とか一部採択って議会でも昔やっていたよね。今、使えないというような、やはりお話をいただきました。こういったことも含めて、改めて確認をしたいということで事務局のほうから御提案するものです。

一番上、まず、請願・陳情とはというところをちょっと御覧いただきたいんですけども、請願・陳情というのは希望を述べるものだと、議会に対して。ここで主語がないのは、やはり市民以外の方もできる、外国人の方もできる。どなたでも請願・陳情というのは出せるよということで、そして、次の点です。こちらを見ていただきますと、形式が整っていれば請願というのを受理を拒むことはできないということが請願法のほうに載っているということでございます。

2番目、請願・陳情の意義ということで、地方議会がこの請願陳情を審査するということは、やはり住民の方含め、多くの人々の切実な声、こ

らを政策へとつなぐ民主主義の窓口である。また、議会の立場としては、審査するときには、やはり地域全体の公共性、こういったものも見極めた上で公平な判断が必要だと。また、結果については、やはり住民の方、市民の方、多くの方に説明するというものであるということが議会の教科書のほうに記載がございました。

改めて、4番、論点でございます。

採択、不採択の判断基準とはどういうことでしょうか。次の2番目、趣旨採択や一部採択と現在の採択、こちらの判断の違いですね。どういったものがあるのか。また議会として廃止をしたわけですけども、その理由って何なのか、改めて確認するものです。

まず、(1)採択、不採択の判断基準は何かでございます。

地方自治法におきましても、採択、不採択の2種類しかございません。また、議会の教科書の中からちょっと確認しますと、採択する基準としては願意が妥当であること、また、2番目には、原則として当該団体の権限に属する事項であること、3番、実現の可能性があること、こちら3点を教科書のほうで記載はしてあります。

また、この判断基準、もうちょっとかみ砕いてということで記載させていただきました。

願意が妥当だけではなくて、やはり法令上や財政上、行政上、妥当であるといったようなことも判断の基準になりますよと。求める内容が適切であり、様々な制度上でも問題がないこと、また、2番目の地方公共団体の権限に属し、公益に関する事件として扱うことができるということです。

市の事業の範囲であって、また、議会として個人や特定の集団の利益ではなく、社会全体、公益につながると判断できるものであるかどうか、こちらも判断基準となります。

また、実現の可能性があること、こちらについては下の矢印に記載のとおり、現在の計画、また、将来の計画においても実現可能かどうか、そういったところも判断基準になるよということです。

最後、こちらやはり請願に複数の願意が含まれるケースあるかと思います。その際になんですけども、やはり全ての願意が採択できる内容であるかどうかというのが採択の基準となるということでございます。

次のページ御覧いただきたいと思います。

不採択の判断基準、こちらは先ほどの採択の反対側です。ですので、あまり説明しません。

次の那須塩原市議会における取扱いです。

先ほど採択と不採択しかないと言ったんですけども、本市議会には継続審査がございますので、併せて御説明をさせていただきます。

この採択というのは、先ほどの判断基準ございました。これを全て満たす場合となります。これ全て満たさない場合、この後説明するんですけども、一部採択ということになると思うんです。なので全てを満たす。また、不採択は、採択の判断基準の一つでも満たさなければ不採択だということです。また、継続審査、委員会において一度だけ次の定例会まで継続審査することができるということは、下に記載の申合せ事項5、こちらに記載がございます。

一応、この記載、申合せの中ですね、委員会は採択、または不採択とすべきもの。そして、継続審査がある。また、本会議は、採択と不採択のみであるということでございます。

下の赤字でちょっと書かせていただきました。これは、すみません、議会事務局としてちょっと捉えている部分、課題かなと思っているところですが、先ほど請願・陳情の採択の基準の中に、実現性があるということ一つあったと思うんです

けれども、そういったことから議会として採択したら請願・陳情のフォロー、確認、こういったものも必要ではないかと。実現に向けた取組というのが必要じゃないかというふうなことで記載させていただいています。

具体的な方法としては、一般質問等での継続的な市への働きかけ、また、住民の方に対しては、議会だよりなどでお知らせをする。また、願意に金額があるものであれば、やはり予算を審査。そのときにちゃんと、執行部さんでお考えあるんですかというふうなところはやはり確認すべきではないのかなというふうに考えてございます。

ここまで採択、不採択についてのお話でございます。

続いて、2番、趣旨採択や一部採択と採択の判断の違い。また、議会での廃止した理由です。

そもそもというところで、趣旨採択とは何か。趣旨採択は、願意は妥当だと、願意はいいよね。だけれども、やっぱり実現できないよというような場合に、過去に趣旨採択、言っていることは認めますよというようなことをやった経緯がございます。

また、一部採択というのは、複数の願意があって、その中の1個はいいよね、実現もできる。だけれどももう一個はできない、そういった場合には一部採択としていた経緯がございます。

次のページ御覧ください。

ここまで一部採択と趣旨採択を廃止をいたしました。その経緯をお伝えさせていただいておりますけれども、平成27年に、当時は原発の放射能問題が多くございました。放射能対策検討特別委員会、委員会では一部採択という結論に至りました。陳情に対して一部採択。本会議では、今度は、委員長報告のとおり決することに賛成する議員の起立を願いますと諮ったときに、一部採択について

賛成か反対かって聞いたわけなんです。その場合
って、反対する人は、もちろん採択に反対する人
もいるんですけども、全て採択する人も反対に
入る。やはり議会としてこの一部採択を諮るとい
うのは諮りづらいというような議論があったとい
うふうに聞いてございます。

また、これは私が個人的に聞いたお話ですけれ
ども、市民の方からしても分かりづらいというよ
うなものも聞いたことがございます。議会で趣旨
採択とか一部採択という結論をもらったのに、自
分の願いは一切かなわなかった。どういうことな
んだ。市民の方からすると、その趣旨とか一部っ
てよく分からないというのはもちろんかと思うん
ですけれども、採択という名前がついているのに
何で思いがかなわないんだろう。そういったケー
スなんかも考えますと、やはり分かりづらいとい
うのがここにはあるんだと思います。

そういった経緯も踏まえて、この後の議会運営
委員会、また全協で、一部採択、趣旨採択は使わ
ずに、採択または不採択のこの2つだけで、原則
に戻ってやりましょうということが決定された
ということでございます。

結論ということで、趣旨採択や一部採択とい
うのは、やはり誤解が多くある。経緯があってやめ
たということで、今後も原則どおり採択、不採択
のみで今のところ進めていくということが決まっ
ているということです。

こちらの内容につきまして本日御意見をいた
きまして、了承いただければ、この後、3月の全
協のほうで皆様と共有した上で、議会でも資料と
して確認していくというような方向性を考えてご
ざいます。

説明は以上です。

○森本委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

[発言する人なし]

○森本委員長 1期生とか2期生とかにその辺の説
明が必要だということでものね。その辺、議員
の方は大体分かっているのかなというふ
うに思います。

ないようですので、ただいまの説明のとおりと
することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森本委員長 それでは、そのように取り扱います。

次に、次第(6)動議提出の標準的な手順やスケジ
ュール及びガイドラインについてに入ります。

事務局より説明お願いいたします。

係長、お願いします。

○長岡議事調査係長 資料、配信させていただきま
した。

これまで動議のガイドラインということに向け
て、皆様の御議論をいただいたところです。また
ちょっと期間がかかっているのも、一番最初に振
り返りということで記載させていただいています。

動議については、いろんな動議があつて、中に
は、案を備えなければならないものもある。また、
内容によっては発議、複数の発議者や賛成者がい
なければならないものもある。そういった背景か
ら適切な動議の提出のためには、確認作業や計
画的に行う必要があるのではないかといいよう
なところです。

2番目、手順やスケジュールを設ける意義につ
いてということで、ちょっといろいろなことを書
いてはあるんですけども、要は、例えば例規の
改正とか、予算を修正というのは、やはりなか
な事務局職員も分からない部分が多々あります。
やはり担当課の確認というのは必要ではないか、
協力が必要ではないかと思っております。

ここで太字でちょっと書かせていただいたん
ですけれども、あくまでもこのスケジュール例や手

順を設けたらどうかということなんですけれども、あくまでも例示であって、議員が動議を提出することに何ら制限を加えるものではありませんよという前提の下、ガイドラインを策定してはということでございます。

3番目です。標準的な手順、ここから中身のほうちょっと説明をさせていただきます。

議員のほうで修正案、また決議等々、動議の案も作成いただきまして、それを事務局で確認する。やはり賛成者が何人必要とか、形式がどうかとか、そういったことをします。また、3番、内容によっては執行部の、先ほどの予算ですとか、そういったところをやはり執行部の確認も必要かと思っています。

4番、可能な限りということで、やはり動議ってぽっと出されるものですので、事務局なんかもやはり内容を理解するのにすごく時間かかると思いますか、なかなか1回お話しいただいた中で理解できないというところはあるんですけれども、可能な限り、議員全員での共有、そういったものが必要ではないかといった、この4点を基準に下のスケジュールでちょっとつくってみました。

まずは、これはあくまで予算や条例の修正動議などの執行部案件に関わる動議を例とさせていただいています。

一番左です。まずは、議員の皆様の方から動議案を作成、そして、事務局のほうで形式的な要件、成立要件等の確認のために情報提供をいただくとか、また、次のところ。執行部のほうでは、やはり専門分野の確認、ちょっとお時間かかるかなといった作業を考えてございます。そして、その修正する内容を、この2日のところで議員の皆様と確認をし、確認できた内容を全協で確認を取る。そして、動議の提出、可決というような標準的な考えではどうか。

次のページをお開きいただきたいと思います。

これは、昨年の3月定例会に入れてみました。そうすると大体、委員会のときにやっぱり修正動議をつくって、途中の休会中の中で確認し、全協で報告をして最終日に議決をするというような流れというのが標準的には考えられるかなと思います。

続いて、下です。

こちらは、あくまで議会案件のものです。仮に想定ということで信任動議、辞職勧告決議、附帯決議等の議会案件、こちらのスケジュール例です。

こちらの一番最初、資料を議員の皆様につくっていただいた後に、事務局で2日ほど確認、そして、議運との修正を経て、議員で共有、そして最終日に議決ということで、昨年であれば委員会が終わる頃には修正案というのを出したいんだよと、こんなの考えているんだよといったところがあれば、最終日に間に合わせることも可能ではないかなと、標準的にはこのような感じかなと思います。

一番最後です。

1と2のスケジュールは、あくまで標準的なものであるために、内容によって短くもなりますし、長くもなる可能性があるというところで、あくまで標準的なものとして備えてはどうかということで、今日は議運の皆様から御意見いただければと思っています。

説明は以上です。

○森本委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明、質疑はございますか。

緊急動議を妨げるようなものではないとは思いますが、基本的に余裕を持って出せる動議は余裕を持って出しましょよというガイドラインかなというふうに思っています。場合によっては。

相馬委員、どうぞ。

○相馬委員 ちょっと確認なんです、ガイドラインとしてつくるといことなんですか、単なる申合せといことなんですか。

○森本委員長 係長。

○長岡議事調査係長 この後ちょっと御説明したいなと思っているんですけども、先に。これまで動議ってまず何、そして動議の様式って何、そして、先ほどのスケジュールってこんな感じなのといったことで、これまで議運で確認をさせていただいた内容をガイドラインとして一本にまとめて、皆様の共通認識を図るための資料の一つにできればよろしいのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森本委員長 そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。

小島委員。

○小島委員 時間があればこういうパターンでもいいかなと思いますけれども、緊急動議というのは意外と時間がなくて出てくるようなこともあると思うんですけども、それについても書くのかどうかという。当然、認められていることですから、そういうことが可能だということは入れておいてもらった中での今回のガイドラインだという考え方でいいのかどうか、確認しておきたいと思えます。

○森本委員長 係長、お願いします。

○長岡議事調査係長 先ほどの最終的なガイドライン、先ほど送らせていただいた一番上です。初めにというところで、これまで、先ほども言ったように、動議、様々なケースがあったんだけど、議員の権利であるものと、その取扱いにやはり戸惑うことも多くあったよねということからガイドラインを定めましょう。あくまでもガイドラインであることから、動議の作成、議会の取扱い、標

準的な手順等を例示したものであり、個々の動議を制限するものではないというのを最初にうたっております。そのような考えで皆様の共通認識というところで備えられればと考えてございます。

以上です。

○森本委員長 そのほか確認しておきたいこととか御意見などありましたら。

林委員。

○林委員 じゃ、初めに、今までのその取扱いに戸惑うことが多くあったというところが、事務局としても困ることがあったので、お互い気持ちよくやるためにこのガイドラインをつくられるということによろしいですか。

○森本委員長 係長。

○長岡議事調査係長 おっしゃるとおりで、例えば今見ていただいたように、例示のところ、動議の成立要件、これも皆様の御意見いただいたと思うんですけども、ぱっと出された中で、じゃ、12分の1以上の発議で何人なのか、やはりそういう戸惑いというのは事務局としても多くございました。あとは、議員の皆様も、出したはいいけれども、これが通るために何人の協力って必要なんだって、やはりそこもお互いに必要なかなというふうには感じているところです。

以上です。

○森本委員長 そのほか御意見、質疑。

議長。

○齊藤議長 やること自体はいいんですけども、毎回、自分の話出して申し訳ないんですけども、自分はこれどうしても出したいんだといったときには、事務局のサポートは一切ないのね。なかったのね。なおかつ期間がないのでやめたらどうですかってどうしても言われちゃう。それって結局、頑張ろうとしている議員のやる気をそいじゃう。

さっきから係長が言っているのは、やる気あり

過ぎて何も考えない人が出してきた版のこれなんだけれども、逆に、やる気があって、どうしてもここは出したいんだという人たちを、このガイドラインを使ったときに、5日前に出してあれば協力しているのに、2日前じゃやりませんって捉えちゃった場合、ちょっと不安。別にいいんですけども、逆に捉えた場合ね。

これはあってもいいんだけど、どうしても、その順番悪かったら結局は否決でも構わないんだけど、そこを伝える場というのがまず議員には必要であって、それは恐らく、自分でできればやってみなさいよというところもしっかり書いていただかないと、何でかんで事務局がついて、するというんじゃなくて、例えば自信がなくてやってみたいんだって相談したら、事務局がすごく卓越していると、いや、ここはこうだからやらないほうがいいですよなんて言われちゃうと自信がなくなっちゃうんですよ。

なので、できれば議会というのは議論関連にやってもらいたいというのがあるので、これにちゃんと付随して、責任は取れませんけれども、最低限のことは教えますみたいな文言があったほうが。本当に僕、本当に悩んで出させてもらってやったという記憶があるので、このルールはもう全般的にみんなで覚えてもらうみたいなのがあったほうがなおかつ有効に使えるんじゃないかなと思ったので、ちょっと意見です。

○森本委員長 ありがとうございます。

係長。

○長岡議事調査係長 ありがとうございます。

齊藤議員にも、昨年、動議を、例規の動議を出したいと言って、様式ってまずどのようなものというそういうお話をいただいて、私も探して、こういう形でやりますよとかという協力もさせていただいた上ではありますけれども、ただ、できる

ところまでの協力というのは事務局としてもサポートする、例えばですけれども、一番最後のところとかで、このスケジュールに関わらず協力というのはあくまでもさせていただきますよみたいな部分は記載させていただければ。

○齊藤議長 時と場合によるって。

○長岡議事調査係長 協力はさせていただきます。

○森本委員長 そういうことだそうです。

局長。

○平井事務局長 今、係長からも話ありましたけれども、そもそも事務局はサポートする立場にいます。ただ、そのサポートする場合には、きちんとできる形に持っていくというのがサポートする側の、言い方変ですけれども、責任的なところもありますので、それを形としてきちんとできるものにはこういうのが理想ですというようなガイドラインですので、繰り返しますが、急だから何もしないとか、そういうものではないです。

ただ、やはりサポートさせていただくには、すみません、それなりの時間をちょっと必要かなというところでのガイドラインになっていますので、そこは御理解いただきたい。

○森本委員長 相馬委員。

○相馬委員 ここに12番ということでスケジュールでというふうに書いてあるんですが、ここを番号じゃなくて、できれば米印にしていきたい。あくまでも例なので、この表を頭の中にインプットすると、これだと動議を出せないというふうに思われると大変困るし、このガイドラインがありますというのをまず最初に説明されちゃうと、今さっき議長の言ったように、どうしても尻込みする可能性もあって、これはあくまでも例ですということであれば、ここは番号をできれば入れないで、こういう例ですというということで、下も網かけもしないで、単なる例ですというふうにして

もらったほうが有り難い。

意識が変わっちゃう。相当変わる、この表を見ると変わる。基本的にはもう動議出せるんですよというふうに思ってもらっていないと、これがあると出せないんだとなると困るので、できればそういうふうにしていただきたい。

○森本委員長 係長。

○長岡議事調査係長 ありがとうございます。

では、この12番という形ではなくて、網かけもなくして、あくまでも参考スケジュール例みたいな形での表記とさせていただきたいと思います。

○森本委員長 そのほかに御意見、質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 なければ、皆さんの御意見を踏まえた上での、変更をした上でのただいまの説明のとおりにするということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、そのように取り扱います。

次に、次第7その他に入ります。

委員から何かございますか。

議長、どうぞ。

○齊藤議長 事務局に無理難題をちょっと言いたかったんですけども、先ほど常任委員会の総務部に移管する市民生活部の話なんですけれども、4月1日からという例規は分かるんですが、3月の常任委員会を小島委員長に打診して予算審査をそこで入れてあげないと、1年間丸々何も知らないで、例えば1期生とかが審査するようになっちゃって、建設経済常任委員の人たちですら受かってからやっているんで予算を知らないんですよ、1回も。2年丸々空いちやうので、何か変則的に特例でできませんかねという。小島委員長がいいって言えば。建設経済の委員長は、多分抜ける分にはいいよって話なんでしょうけれども、1期生が

ゼロになっちゃうんですよ。今度初めてやるのに、建設経済の委員は予算は聞けるけれども、もうその後は所管。

〔「何もないというね」と言う人あり〕

○齊藤議長 そう。なので、例規は4月1日に合わせて、3月の予算審議をもう総務企画に移せないかって思ったんですけども。

○森本委員長 局長。

○平井事務局長 例えば予算の中身でいえば、あくまで建設経済のほうで審査するにしても、例えばですけども、時間をうまく調整して傍聴に入れるようなスケジュールに送るとか、そういうのはありかなと思うんですが、もうあくまで条例なので議会を開催しないと決められませんし、そういったところがあるので、ちょっと柔軟な対応というところで御検討いただけると。3月は。

○小島委員 やろうとすれば、常任委員会の中で予算の説明だけ行かだね。時間が終わった後にそのやつを……

○齊藤議長 例えば早いんですよ。2日半ぐらいなんですよ、総務、短くなると。建設経済3日取っているんで、市民生活部、一番けつに持っていてもらうとかそういうふうになれば。要は、2期生以上の人は予算の項目見れば分かるんでいいんで、せめて1期生に行く機会を与えてあげてくださいって、そういう意味なんですけれども。本当は3日見ていたほうがいいと思うんですけども。

○平井事務局長 総務企画部のメンバーの1期生というイメージになりますか。

○齊藤議長 そう。本当はみんな1期生聞いていないから同じなんですけれども、ほかの人入れてもいいと思います。

○森本委員長 事務局の審査もなくなるからちょっと早くなるんじゃない。

○岩波議事課長 審査はさせていただきます。

○森本委員長 係長。

○長岡議事調査係長 そうしましたら、建設経済で市民生活部さんの審査をやっているときに、総務さんが……

○齊藤議長 希望者が傍聴できるみたいに。

○長岡議事調査係長 スケジュールというところで、ちょっと調整もあるので、まだ、今、できるとはちょっと明言できないですけれども、調整、可能な限りさせていただければと思いますので。

○森本委員長 建設経済が3日かかって、最後に持ってくればそこに入れられるんじゃないかという話。じゃ、そこは調整ということで事務局のほうに努力していただくということで。

○齊藤議長 駄目だったら駄目で大丈夫です。検討だけお願いします。

○森本委員長 その場合、駄目だった場合には総務のほうでうまく1期生が理解できるように小島さんサポートしてあげてください。

そのほか委員から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森本委員長 事務局から何かございますか。
係長。

○長岡議事調査係長 次回の議運の開催の御案内となります。

3月11日水曜日ですけれども、午後1時半から委員会の開催を予定してございます。ちょうど委員会審査の最終日になりまして、午前中が駅周辺やって、午後にこの議運という想定で進めているところです。よろしく申し上げます。

○森本委員長 局長。

○平井事務局長 それと、4月の話になって申し訳ないですが、来年度の議会関係のスケジュール、先日の全協で資料に基づいて御説明させていただいたところであるんですが、4月、臨時会議というものは、定例会では来月には臨時会議、予定と

いうことで入れさせていただいておりますが、4月は20日が臨時会の予定日ということになっております。

臨時会開催前の議会運営委員会、これを4月15日に設定しているんですが、この4月15日なんですけれども、なすの開墾まつりのイベントがございます。午前中のイベントかなと思うんですけれども、そうしますと議員の皆様もそちら出席というのも当然おありかと思えます。

そのことから、仮に4月15日に開催となったときには、日付は変えずに開催時間を午後3時からということにさせていただきたいと思えます。通常10時からになっていますが。

○森本委員長 相馬委員。

○相馬委員 4月15、16と監査の研修が千葉である、監査の研修が入ってしまっていて、スケジュールが恐らく行っていないかもしれませんが、今まで予算が取れていなかったのが、今回、予算が取れまして、15、16という日付になっていますので、私はいません。

○平井事務局長 今お話いただいて恐縮なんです、15日は3時からということで、開催の場合は3時からということで実施させていただきたいと思えますので、御承知おきのほどよろしくお願ひしたいと思えます。

○森本委員長 そのほか、事務局からはいいですか、以上で。

〔「なし」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

〔「1点だけいいですか」と言う人あり〕

○森本委員長 相馬委員、どうぞ。

○相馬委員 その他なかったんで。

○森本委員長 その他ありません。

どうぞ。

○相馬委員 25日に議場コンサートの案内が来ております。基本的には9月、3月はやらないということで、6月、12月というような、これまでそういうふうなスケジュールでやってきたんだろうと思うんですが、この3月に入れた理由を説明いただければ。どこでも諮った記憶がない。

○森本委員長 補佐、お願いします。

○小高議事課長補佐兼庶務係長 今年度、改選がございましたので、改選の年はいつもとずらして、6、9ではなくて、9月、3月という形で議場コンサートはこれまでもやってきているかと思えます。

○相馬委員 先例に合わせてということよろしいですか。

○小高議事課長補佐兼庶務係長 はい。

○相馬委員 分かりました。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○森本委員長 じゃ、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時09分